

特定非営利活動法人きらり

ハラスメント防止対策に関する基本方針

(基本的な考え方)

特定非営利活動法人きらり（以下「法人」という）は、法人に関わる全ての人に対してより良いサービスの提供を実現するために、法人が運営するすべての事業所（以下「事業所」という）におけるハラスメントを防止するために、ハラスメント防止対策に関する基本方針（以下「本方針」という）を定めることとする。

2. 基本方針におけるハラスメントとは、下記を言う。

職場におけるハラスメント	(1) パワーハラスメント 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。 ① 身体的な攻撃（暴行・傷害） ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言） ③ 人間関係の切り離し（隔離・除外・無視） ④ 過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる） ⑤ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害） ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること） (2) セクシャルハラスメント ① 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（嘘）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験を話すことなど） ② 性的な行動（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（嘘）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）
支援現場におけるハラスメント	利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。 (1) 身体的暴力（回避したため危害免れたケースを含む） 例：ものを投げる、叩かる、蹴られる (2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 例：大声を出す、理不尽な要求をする (3) セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的ないやがらせ行為

(職場におけるハラスメント対策)

3、法人の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、前項に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の組みを行う。

(1) 円漫に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。

(2) 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

4、ハラスメント防止の為に、年1回は本方針を徹底するなどハラスメント研修を行う。

5、ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、常勤スタッフを担当者、管理者を責任者とする。ただし、責任者で解決できない場合は法人委員長に相談を行う。

(1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。

(2) ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。

(3) ハラスメントの判断や対応は、役員会議で検討する。

(支援現場におけるハラスメント)

6、職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族等によるハラスメント防止に向け次の対策を行う。

(1) 下記の点をサービス利用者・家族に周知する。

① 事業所等が行うサービスの範囲及び費用

② 職員に対する金品の心づけのお断り

③ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽い管理者に連絡する旨

④ 職員へのハラスメントを行わないこと

7、利用者・家族等から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族等に何らかの異変があった場合は、管理者に報告・相談し、解決できない場合は法人委員長に報告・相談を行う。

8、法人委員長は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、役員運営会議で検討を行い、必要な対応を行う。

(職員研修)

9、下記の事項について、入職時及び年1回研修を行う。

① 本方針の説明

② 提供サービスの内容

・契約書や重要事項説明の利用者への説明

・障害福祉サービスや介護保険制度や契約の内容を超えたサービスは提供できないこと

・利用者に対し説明したものの、十分に理解されていない場合の対応

・金品などの心づけのお断り

③ 服装や身だしなみとして注意すべきこと

④ 個人の情報提供に関して注意すべきこと

⑤利用者・家族等からの、苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、

また、出来るだけその出来事を客観的に記録すること。

⑤ ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること

⑥ その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要がある事、その場合には速やかに報告・相談すること

(本方針の改正)

10、本方針の改正は、役員運営会議において行う

(方針の閲覧について)

11、ハラスメント防止対策の為の方針は、求めに応じていつでも、利用者・家族等が、自由に閲覧できるように当法人の HP に公表します。

(担当者)

12、本方針の相談に関する担当者は、各事業所の管理者とする。

附則（制定）

1、この方針は令和7年2月1日より実施する